

令和 3 年

奈良市議会 9 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 62 号	令和 2 年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率 の報告について……………	1
〃 第 63 号	令和 2 年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比 率の報告について……………	2
〃 第 64 号	令和 2 年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定につい て……………	(別冊)
〃 第 65 号	令和 2 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 66 号	令和 2 年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	(別冊)
〃 第 67 号	令和 2 年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 68 号	令和 2 年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 69 号	令和 2 年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	(別冊)
〃 第 70 号	令和 2 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会 計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 71 号	令和 2 年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	(別冊)
〃 第 72 号	令和 2 年度奈良市病院事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 73 号	令和 2 年度奈良市水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 74 号	令和 2 年度奈良市下水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 75 号	奈良市第 4 次総合計画の基本計画に係る実施状況（平 成 28 年度～令和 2 年度）及び実施計画（令和 3 年度） の報告について……………	3
〃 第 76 号	市長専決処分の報告について……………	4
〃 第 77 号	市長専決処分の報告について……………	6

奈良市議案第 84 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	8
〳 第 85 号	奈良市税条例等の一部改正について……………	9
〳 第 86 号	奈良市総合福祉センター条例の一部改正について……………	13
〳 第 87 号	奈良市子どもセンター条例の制定について……………	15
〳 第 88 号	奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の 一部改正について……………	17
〳 第 89 号	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正に ついて……………	18
〳 第 90 号	奈良市火葬場条例の全部改正について……………	19
〳 第 91 号	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の 一部改正について……………	25
〳 第 92 号	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の 一部改正について……………	27
〳 第 93 号	奈良市立高等学校における授業料等に関する条例の一 部改正について……………	28
〳 第 94 号	令和 2 年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について……………	30
〳 第 95 号	工事請負契約の締結について……………	31
奈良市諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	36
〳 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	38
〳 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	40

令和2年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

比率名	令和2年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	10.3	25.0
将来負担比率	119.7	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

令和2年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

（単位：％）

会計の名称		令和2年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用	水道事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載している。

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～令和2年度）及び実施計画（令和3年度）の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～令和2年度）及び実施計画（令和3年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条第1項及び第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 奈良市第4次総合計画【後期基本計画】実施状況（平成28年度～令和2年度）及び実施計画（令和3年度）（別冊）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 損害賠償の額の決定を求める調停の申立てについて

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年3月25日

奈良市長 仲川元庸

記

損害賠償の額の決定を求める調停の申立てについて

平成30年9月5日午後7時30分頃、奈良市佐紀町地内において発生した、市道にせり出した竹の枝により、走行していた相手方の普通自動車に損傷した事故について、損害賠償額を決定するため、次のとおり裁判所に調停を申し立てる。

1 申立ての趣旨

相手方に対し、事故による物的損害賠償金として相当額を支払うとの調停を求める。

2 調停成立の方針

(1) 弁護士を申立人代理人と定める。

(2) 本市は、上記の調停において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と合意することができる。

3 相手方の請求額 412,327円

4 本市の提示額 246,763円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年8月23日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年6月7日午後4時20分頃、奈良市西大寺国見町一丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積所の屋根に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 157,300円

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 3 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市食育推進会議の項中「奈良市食育推進会議」を「奈良市食育・地産地消推進会議」に、「推進に」を「及び地産地消の推進に」に改め、同部に次のように加える。

奈良市起業家支援事業 審査委員会	起業家支援事業の事業者の審査に関する事務
奈良市企業立地促進事 業審査委員会	企業立地促進事業の事業者の審査に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

奈良市食育推進会議を奈良市食育・地産地消推進会議に名称変更の上担当事務を追加するほか、奈良市起業家支援事業審査委員会及び奈良市企業立地促進事業審査委員会を設置しようとするものである。

奈良市税条例等の一部改正について

奈良市税条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和 3 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第 1 条 奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 18 条第 1 号中「扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第 24 条の 2 第 1 項第 1 号イ及びウ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 29 条の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

第 79 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、前項第 2 号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

第 96 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

第97条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

第97条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第1項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第32条中「令和3年度分」を「（令和3年度分）」に改める。

（奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（令和2年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、奈良市税条例第45条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第46条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第47条の3の改正規定中「第47条の3第4項」を「第47条の3第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項及び附則第4条第1項の改正規定中「及び附則第4条第1項」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算

定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第24条の2第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中奈良市税条例第14条第2項、第18条第1号及び第29条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条のうち奈良市税条例附則第10条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の奈良市税条例第24条の2第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭

和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の延長、個人市民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を講じる等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市総合福祉センター条例の一部改正について

奈良市総合福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市総合福祉センター条例（昭和59年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条中「の各号」を削る。

第11条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第15条中「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第16条中「の各号」を削る。

第19条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項本文中「利用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「定める利用料」を「規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料金」に改め、同条第2項中「利用料」を「利用料金」に改め、同条第4項中「利用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「使用する」を「利用する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「市長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは」を「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により」に、「利用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第12条第3項の規定は、第1項の利用料金について準用する。

第20条第1項及び第21条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第22条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表第2の1の表中「その利用料」を「その利用料金の上限」に改め、同表中「応ずる利用料」を「応ずる利用料金」に改め、同表備考中「利用料」を「利用料金」に改め、同表の2の表中「利用料」を「利用料金の上限」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

総合福祉センター体育館の利用料について、利用料金制を導入するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市子どもセンター条例の制定について

奈良市子どもセンター条例を次のように制定しようとする。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市子どもセンター条例

(目的及び設置)

第1条 子ども及びその家庭等に対し、基礎的な地方公共団体として子どもの身近な場所における福祉に関する支援を行うとともに、専門的な知識及び技術に基づいた対応等を行うことにより、児童福祉施策を一貫して実施することで子どもに対する支援の充実を図り、もって子どもの安心及び安全の確保並びに健やかな成長に寄与するため、子どもセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づく児童相談所とする。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
奈良市子どもセンター	奈良市柏木町263番地の2	奈良市一円

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく児童相談所の業務
- (2) 子ども及び妊産婦の福祉に係る実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援に関する業務
- (3) 子どもの発達に係る相談業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(奈良市子ども発達センター条例の廃止)

2 奈良市子ども発達センター条例（平成23年奈良市条例第23号）は、廃止する。

(提案理由)

本市における児童虐待対応を含む子育て支援の充実を図り、子どもの安心及び安全を守ることを目的として、児童福祉法に基づく児童相談所として奈良市子どもセンターを設置しようとするものである。

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の 一部改正について

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 3 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第 1 条 奈良市立保育所設置条例（平成 17 年奈良市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表春日保育園の項及び大宮保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第 2 条 奈良市立学校設置条例（昭和 39 年奈良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表幼稚園の部奈良市立富雄第三幼稚園の項及び奈良市立三碓幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、保育所及び幼稚園の一部を再編するため、関係条例の規定を整備しようとするものである。

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 3 年 9 月 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成 15 年奈良市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表右京バンビーホームの項を削り、神功バンビーホームの項を次のように改める。

ならやまバンビーホーム	奈良市神功二丁目 1 番地 ならやま小学校内
-------------	------------------------

別表月ヶ瀬バンビーホームの項中「奈良市月ヶ瀬尾山 2, 350 番地の 1」を「奈良市月ヶ瀬尾山 2, 551 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表月ヶ瀬バンビーホームの項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平城西中学校区小中一貫校の設置に伴い、右京バンビーホーム及び神功バンビーホームを統合し、名称を改めるほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市火葬場条例の全部改正について

奈良市火葬場条例の全部を次のように改正しようとする。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火葬場条例

奈良市火葬場条例（昭和43年奈良市条例第44号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場（以下「火葬場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市斎苑 旅立ちの杜 ^{もり}	奈良市横井町924番地11

（事業）

第3条 火葬場においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 火葬に関すること。
- (2) 遺体保管に関すること。
- (3) 葬儀に係る施設の提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

（指定管理者）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる火葬場の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

- (2) 火葬場の使用許可及び使用制限に関すること。
- (3) 火葬場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、火葬場を管理しなければならない。

（開場時間）

第5条 火葬場の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開場時間を変更することができる。

（休場日）

第6条 火葬場の休場日は、1月1日から1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、感染症予防上その他特に必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休場し、又は開場することができる。

（使用許可）

第7条 火葬場のうち火葬炉、待合室、遺体保管室、多目的室又は動物炉を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

2 前項の場合において、待合室、遺体保管室及び多目的室は、火葬炉（動物炉を除く。）を使用する者に限り、使用を許可されるものとする。

3 指定管理者は、前2項の許可に際し、火葬場の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

（使用の不許可）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

（使用許可の変更等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の許可の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 火葬場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(特別の設備等)

第14条 使用者は、火葬場の使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をした場合は、火葬場の使用が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。

4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、火葬場を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第17条 使用者は、火葬場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 伝染性疾患があると認められる者
- (2) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第10条関係）

区 分		単 位	金 額	
			市 内	市 外
遺体の火葬	大人	1体につき	円	円
			10,000	100,000

	小人	1体につき	5,000	50,000
	死産児	1胎につき	2,500	25,000
その他の火葬	人体の一部 分及び胞衣 産褥汚物の 類	4キログラム 以内 1個につき	1,250	12,500
待合室（大）の使用		2時間以内	6,000	18,000
待合室（小）の使用		2時間以内	3,000	9,000
遺体保管室の使用		24時間以内 1棺につき	1,000	3,000
多目的室の使用		2時間以内	10,000	30,000
動物の火葬		10キログラム以下	4,000	20,000

備考

- 1 「市内」とは、死亡者（遺体の火葬の区分のうち死産児にあってはその父又は母、その他の火葬の区分にあっては申請者、動物の火葬の区分にあっては飼養し、又は保管した者）が市内に住所を有するときをいい、「市外」とは、それ以外のときをいう。
- 2 遺体の火葬の区分における「小人」とは、満12歳以下の者をいう。
- 3 その他の火葬の区分において、4キログラムを超過して使用する場合は、その超過する重量1キログラム（1キログラム未満は、1キログラムとする。）につき、市内にあっては250円、市外にあっては2,500円とする。
- 4 待合室、遺体保管室又は多目的室を使用時間を超過して使用する場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 待合室（大）の使用 その超過する時間1時間（1時間未満は、1時間とする。以下同じ。）につき、市内にあっては2,000円、市外にあっては6,000円

- (2) 待合室（小）の使用 その超過する時間1時間につき、市内にあつては1,000円、市外にあつては3,000円
- (3) 遺体保管室の使用 その超過する時間24時間（24時間未満は、24時間とする。）につき、市内にあつては1,000円、市外にあつては3,000円
- (4) 多目的室の使用 その超過する時間1時間につき、市内にあつては5,000円、市外にあつては15,000円
- 5 多目的室を使用する場合において、祭壇を貸し出すときは、市内にあつては5,000円、市外にあつては15,000円を加算する。
- 6 動物の火葬の区分における「動物」とは、愛玩を目的に飼育されたものその他これに準じるものをいう。
- 7 動物の火葬の区分における重量は、棺等を含めた全体の重量とする。
- 8 動物の火葬の区分において、10 kilogramを超過して使用する場合の使用料は、その超過する重量5 kilogram（5 kilogram未満は、5 kilogramとする。）につき、市内にあつては2,000円、市外にあつては10,000円とする。

（提案理由）

新火葬場を設置するとともに、指定管理者制度を導入するほか、使用料の改定を行おうとするものである。

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等 建築等規制条例の一部改正について

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「している者」を「しようとする者、建築している者又は建築した者」に改める。

第9条の見出しを「（建築中止命令等）」に改め、同条中「しようとする者」の次に「、建築している者若しくは建築した者」を加え、「命ずる」を「命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築の変更、原状の回復、除却その他必要な措置を講じることが命じる」に改める。

第13条第1項中「建築中止命令」を「命令」に、「6月以内」を「6月以下」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に建築されているラブホテル及びぱちんこ屋等については、現状における建築物に限り、この条例による改正後の奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規定は、適用しない。

(提案理由)

条例の実効性を確保する観点から、ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築規制に係る行政上の義務履行確保手段として、現行の建築中止命令のほか、原状回復命令、除却命令等を追加しようとするものである。

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の
一部改正について

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業
施行に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理
事業施行に関する条例の一部を改正する条例

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業
施行に関する条例（昭和63年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「西大寺国見町二丁目」の次に「、西大寺国見町三丁目」を、「菅原町」の次
に「、菅原東一丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

事業の施行区域に含まれる土地の分筆に伴い、条例上の施行地区に含まれる地域の名称
を追加しようとするものである。

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例の 一部改正について

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例（昭和61年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第2条第1項の表を次のように改める。

区 分		授 業 料	入 学 料	入学考査料
高等学校	市内生	円 年額 102,000	円 5,650	円 2,200
	市外生	円 年額 118,800	円 56,400	
高等学校附属中学校				円 2,200

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の表の規定（高等学校の入学料に係る部分に限る。）は、令和4年4月1日以後に高等学校に入学、転学又は編入学をする者に係る入学料から適用する。

3 令和4年度において高等学校の第2学年及び第3学年に在学することとなる者並びに

令和5年度において高等学校の第3学年に在学することとなる者に係る入学料については、新条例第2条第1項の表高等学校の項中「56,400」とあるのは、「5,650」とする。

(提案理由)

一条高等学校の令和4年4月以後の入学料を改定するほか、令和4年4月1日に設置される一条高等学校附属中学校の入学考査料の規定を整備しようとするものである。

令和2年度奈良市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

令和2年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金1,503,107,270円のうち
1,000,000,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

工事請負契約の締結について

橋梁耐震補強工事（登美ヶ丘中町線（無名橋001））について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 橋梁耐震補強工事（登美ヶ丘中町線（無名橋001）） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 176,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県神戸市東灘区深江浜町14番地4
関西化工建設株式会社
代表取締役 妹尾 功 |

橋梁耐震補強工事（登美ヶ丘中町線（無名橋001））の概要

1. 工事場所 奈良市中町地内他

2. 工事規模 橋梁耐震補強工事 橋長 車道部 L = 25.1 m
人道橋 L = 35.7 m

工場製作工 一式

工場製品輸送工 一式

舗装工 一式

区画線工 一式

橋梁付属物工 一式

橋梁補修工 一式

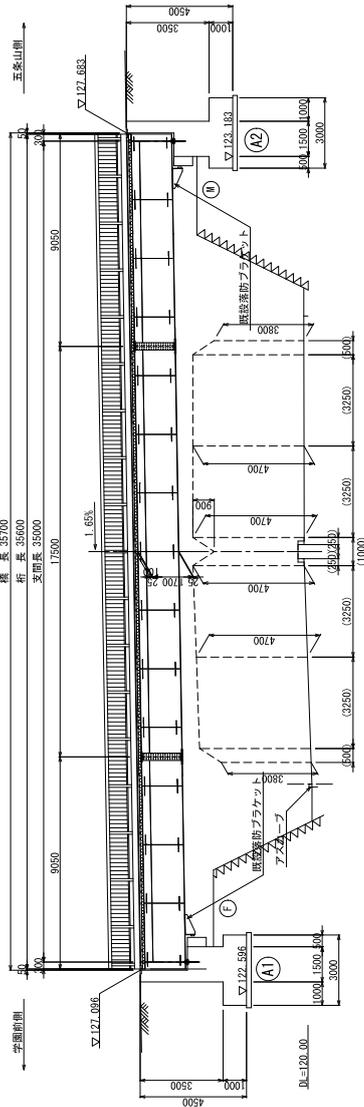
現場塗装工 一式

仮設工 一式

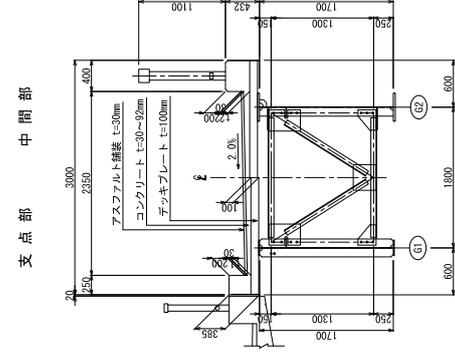
3. 工期 契約の日から令和4年3月31日まで

無名橋001 (人道橋) 現況橋梁全体一般図

側面図 S=1:100



断面図 S=1:30

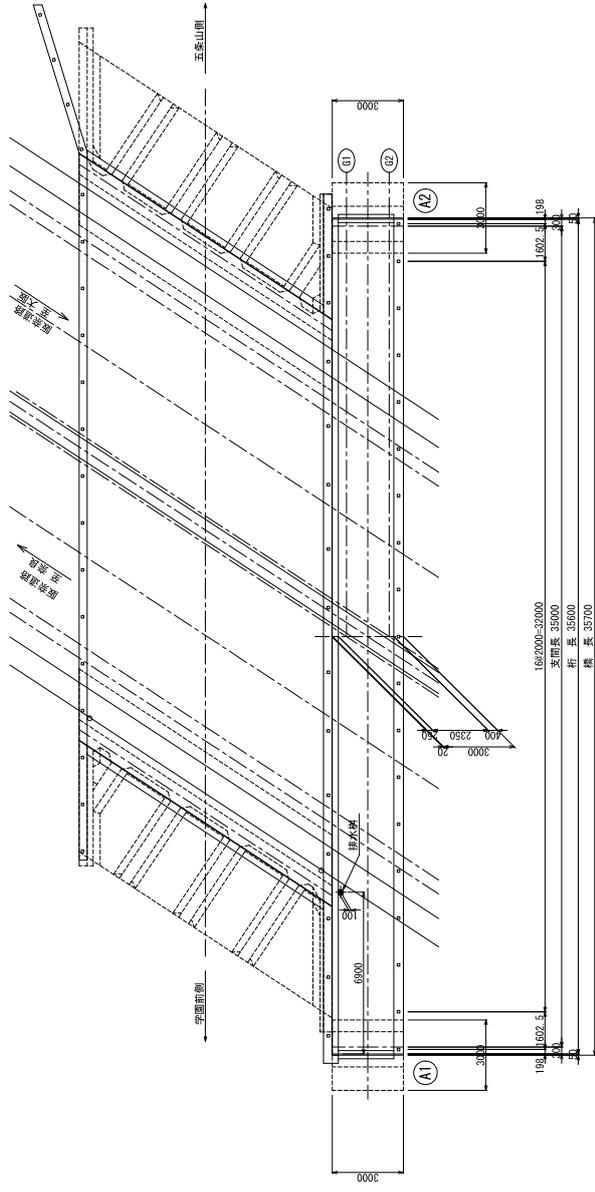


橋梁諸元

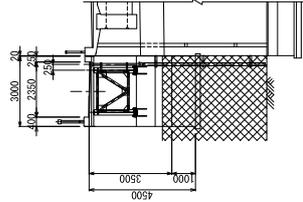
橋梁名	無名橋001 (人道橋)
路線名	伊奈野中町線
交差物件	伊奈野線
橋種	鋼橋
橋桁	鋼橋桁 鋼床版1桁橋
橋長	35,700m
桁長	35,000m
全幅員	3,000m
有効幅員	2,350m
平面線形	Reaso
斜角	90°
橋断面勾配	-1.65%
橋断面勾配	-2.0%
橋断面	アスファルト舗装 t=50mm
上部工形式	鋼橋桁 鋼床版1桁橋
下部工形式	A1, A2橋台 逆工式橋台
基礎工形式	A1, A2橋台 直柱基礎
築架物	者
竣工年度	1983年5月

地盤部高さ	t1	t2
上フランジ 25mm	30	77
上フランジ 16mm	39	86
上フランジ 10mm	45	92

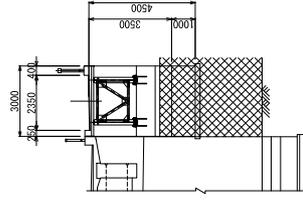
平面図 S=1:100



A1橋台正面図 S=1:100



A2橋台正面図 S=1:100



注) 本図面は、既存資料をもとに作成した図面である。

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 ■■■■■■■■■■■■

氏 名 いし まき まさ たか
石 巻 昌 孝

■■■■■■■■■■

履 歴 書

氏 名 石 卷 昌 孝

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

令和3年9月8日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 

氏 名 とく だ けん
徳 田 健



履 歴 書

氏 名 福 田 恵 子
生年月日 [REDACTED]
現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

